大規模な地震に係る防災及び減災対策の記載例

第○章 大規模な地震に係る防災及び減災対策

- 1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立
 - (1) 大地震発生時における行動基準の策定
 - ※ 具体的な行動基準を策定し、従業者に周知しておくこと。
 - (2) 事業所の緊急時の防災体制と役割等
 - ※ 防災体制及び役割について記載する。(情報班、緊急措置班、避難誘導班等)
- 2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施

地震発生時における防災体制を迅速に確保するため、下記の訓練を実施する。

- (1)情報周知訓練(○回/年)
- (2) 製造設備の緊急停止措置訓練 (○回/年)
- (3) 避難訓練 (○回/年)

※避難場所までの経路や誘導方法についても具体的に定めておく。

- (4)避難完了確認訓練(○回/年)
- (5) 安否確認訓練(○回/年)
- 3 事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認
 - ※ 建物倒壊、道路封鎖等により避難場所へ避難できない場合を想定し、事業所内の 一時避難場所に食糧や日用品を確保し状況を確認する。

事業所敷地内避難場所 ○○○○(具体的に記載)

- ※ 食糧や必需品の確保状況及び消費期限等に伴う食糧等の更新状況については、 別紙〇〇により管理する。
- 4 地震に対する事前及び事後対策の実施(特定の事業者(コンビ則適用事業所)のみ)

地震に対する事前及び事後対策に関する実行計画を下記のとおり定める。

※ 具体的な実行計画を策定する。

以下の項目を参考に地震に対する事前及び事後対策に関する行動計画を定める。

- ・耐震性能の向上(作用の想定・応答の想定・被災シナリオの作成・弱点の発見・被 害防止対策の実施・危機対応策の策定・被災シナリオの再構築・モニタリングの実 施)
- ・危機耐性の向上(被災シナリオの作成・弱点の発見・危機対応策・被災シナリオの 再構築・モニタリングの実施)
- 5 その他必要な教育、訓練等

事業所内外に対する通報、連絡、状況確認等の訓練を行うとともに、保安に係る設備等の作業手順を規定する。

- a) 事業所の被災状況の関係行政機関への通報訓練
- b) 事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練
- c) 地震の終息後における製造装置の被害状況確認訓練
- d) 保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置(当該設備類の機能喪失時の影響や、喪失時の対策等を考慮すること)
- ※ 基本計画は保安教育計画で定めるものとし、通常の保安教育にあわせて大規模 地震に関する必要な教育を実施する。また、過去に発生した大規模地震事例を参 考に、被害を想定した訓練を実施する。

この記載例は、規定すべき項目に対応するための内容の例示であり、これ以外の内容を規定すること、規程内に別に規定されている項目を引用することは差し支えない。